

研究会の目的

高池勝彦

(弁護士)

はじめに

当研究所では、我が國のあり方について研究することに、二年に亘つて、神道・皇室研究委員会を設置し、専門家を招いていくつかのテーマでお話をいたゞいた。

神道と皇室は我が國の伝統に深く根差してをり、この二つを抜きに我が國のあり方を語ることはできない。そこで研究会の設置に至つたのである。

國のあり方は、國の仕組みとの関連で「國體」と呼ぶことができる。

一 國體とは何か

國體は、戦前の憲法の教科書では必ず登場する言葉であつた¹。しかし、現代の憲法の教科書には歴史的な叙述の場所以外ではまつたく登場しない。穂積八束は、「按スルニ、國體ト謂フノ成語ハ其ノ用例一ナラス、從來ノ通用トシテハ廣ク國家民族ノ特性ヲ指稱ス」と述べ、ここでは主権の所在により國のあり方を決めるために國體の語を使ふといふ²。もちろん「國體」の語自体は中國の古典に見られるのであるが、我が國では幕末以降、昭和二十年まで独特の発展を遂げてきた。

法哲学者長尾龍一は國體について次のやうに述べる。³

「國體」の語は、元來は「國の様子」というような、格別政治性を持たない用語であったが、幕末には、「日本の誇るべき所以」、さらには鎖國體制の意味になり、攘夷論者のモットーとなつた。(中略) 幕末の文獻において、「國體」の語は、ほとんど鎖國體制と同じの意味に用いられた。

しかし「國體」が攘夷の意味で用ゐられたといふ長尾説は、言ひすぎである。「攘夷もまたそれ自体が目的ではなく、民心統一のための一つの方法に過ぎなかつた」⁴の⁴ではないか。

國體を論ずる者すべてが「國體論」に大きな影響を与へたとしてあげるのは、幕末の水戸学とその中心の一人であつた会澤正志斎が著した『新論』である。『新論』の中に、「國體」(上中下)が書かれ、これが幕末から明治にかけて大きな影響力を持つた。

明治二十三年(一八九〇年)、教育勅語の中で「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セル

ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と述べ、「國體」は國民全員が知る言葉となつた。そして、大正十四年(一九二五年)、悪名高い治安維持法が制定され、その第一条は、「國體ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」と定められ、後に昭和十六年(一九四一年)、最高刑が死刑となつた。そして、これもまた悪名高い『國體の本義』が文部省から発行されたのは昭和十二年(一九三七年)五月三十一日である。しかしこの冊子を通読すれば、意外にエキセントリックではない。國の成立から、國民性、道徳、文化、政治経済などを神話や皇室と關係させて論じてゐる。たとへば、天皇について次のやうに述べる(二三頁)。⁵

かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が國を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神(明神)或は現人神と申し奉るのは、所謂絶對神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一體であらせられ、永久に臣民・國土の生

成發展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。従つて天皇は、外國の君主と異なり、國家統治の必要上立てられた主權者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選び定められた君主でもあらせられぬ。

天皇は、キリスト教などでいふ絶対神ではないこと、また、憲法上、天皇は欧米の憲法上の主權者でもないといつてゐることが注目すべきである。

これは、通常、『國體の本義』は、天皇機関説を排斥したといはれてゐるが、穂積や上杉慎吉などによる天皇主權説をも採らないといつてゐるのである。

そして、大東亞戰爭の敗北に至る。ポツダム宣言を受諾するために全國民が熱望したのは國體を護持できるかどうかであつた。昭和二十年八月十四日の終戦の詔勅では、「朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ」でポツダム宣言を受諾したのである。昭和天皇は、日本國

民が一致団結して敗戦の苦境から脱して、國體を護持できると確信されたのである。しかし、その後、現行の日本國憲法が制定されて、我が國の國體は變つたのか、つまり、果たして國體を護持したのかどうかの論争が起きた。有名なものは、法哲學者の尾高朝雄と憲法學者の宮澤俊義との間の論争、それに憲法學者の佐々木惣一と哲學者和辻哲郎との論争である。

宮澤や佐々木は、主權概念との関連から國體は變つたと主張したのに対し、尾高は、天皇主權と國民主權とを越えた「ノモス主權」といふ概念を持ちだして國體は明治から變つてゐないと主張し、和辻は、天皇は、明治時代ばかりではなく我が國の歴史を通じて、「日本國の象徴であり日本國民統合の象徴」であつたとして國體は變つてはゐないと主張した。

結局、變つたのか變つてはゐないのかについては、「國體」の定義いかにによる。あるいは國の基本的な仕組みが日本國憲法によつて變つたと考へるのか、繼續してゐると考へるのかといふことである。昭和二十年八月当時のほとんど日本人は、皇室が続いたことによつて國體を護持し得たと理解したのである。

「國體」を英語でいへば Constitution であるとはじめに主張したのは渡部昇一である。⁸⁾ Constitution は、体質とか構造を意味するが、法律上は、國家の基本法を意味し、憲法とも訳される。

要するに「國體」は、國柄であると考へ、制度上からいへば、我が國では皇室を抜きには「國體」を語ることとはできない。皇室はまた、天皇が祭祀王であるといはれるやうに、神道と不即不離の關係にある。

私は、「國體」を天皇主権國家であるとか、まして鎖國體制であるとかといった狭い意味にとらはれずに、広い意味で國柄であると考へ、我が國の場合には、神道と皇室の關係を研究することにしたのである。

二 神道と天皇

研究会では、まづ、神道学者の高森明勅氏に「神道と天皇」そのもののお話をいたゞき、論考もいたゞいた。高森氏は、「神道とは日本の民族宗教である」と確言され、神道のやうな民族宗教のあり方は、日本だけのものではなく、「人々の間で自然発生的に徐々に成立した宗教」であり、「人

種・國籍・地域・文化・政治などの違いを超えて、広く全世界的規模で信者や布教組織をもつ」てゐるキリスト教・仏教・イスラム教などの世界宗教とは異なるが、このやうな民族宗教は、宗教としては普遍的な宗教のあり方であるといはれる。世界宗教の大波に飲まれて民族宗教は、例外的な宗教のありかたに見えるかもしれないが、神道は、民族宗教として日本民族と共に發展してきた。「それは、他國の事例と比べた時、ほとんど奇蹟に近いことかも知れない」。

高森氏も指摘するやうに、縄文時代から弥生時代、さらに古墳時代への移行は、継続的なものであり、これは古代における日本國內の統一が武力による征服などではなく、平和的な統一によつてなされたことと神道の成立と密接な關係を有する。したがつて、高森氏は、「神道の源流は一先ず、縄文時代にまで遡り得ると考へ」られるといふ。

そして、古墳時代に至つて神道が成立したと高森氏はいふ。そして、伊勢神宮の創祀と神道の祭祀の中でもつとも重要な新嘗祭の原型である収穫祭が行はれてゐたこと、祭祀王としての天皇の存在である。しかも天皇は、祭祀王であるだけでなく、祭祀王を超える権威を持つてゐたから

こそ神道が確立していったと高森氏はいふ（以上「」は高森論文からの引用である）。

神道学者である茂木貞純國學院大学教授には、「神社の起源と祭りの伝統」のお話と論考をいたゞいた。神社の起源について、神話と考古学の遺跡とを詳細に関連づけ、神社の祭りがどのやうに行はれてきたかを述べられた。神道は、神籬・磐境から、神殿のない神社、仮設の神社、常設の神殿としての神社へと発展し、しかも、それぞれの形を今も受け継いだ神社が存在する。神社では祭りが行はれ、重大な祭りは天皇が主宰した。特に伊勢の式年遷宮や、御代替りの大嘗祭など、茂木教授は詳細に論ぜられた。

九〇五年に成立した延喜式の神名帳には、三一二の神社の名前が掲載されてゐるといふが、全国の村々の小さな神社には時々「式内神社」と書いた石碑を見ることがあるが、これはこの神名帳に載つてゐることを示すもので、一一〇〇年以上も前にこの小さなお宮があつたのかと私などは感動する。

茂木教授は、「神宮の式年遷宮も天皇の即位大嘗祭も、それらの祭祀を支える毎年恒例の祭祀に支えられて、七世紀後半に成立した時の形（祭式作法）そのままに祖型を反

復して、今日に至っている。神話伝承は祭祀を継承することで、現在に蘇えつていると言つても良いだろう。神話が伝える國家理想（天壤無窮の発展）がその都度確認されているのである。」と述べる。

教授は、令和の大嘗祭において、正式な装束を身に着け、神饌行立（しんせんぎょうりゅう、神饌の数々を行列を組んで運ぶ行事）の中で、蝦の鱗槽（えびのはたふね、天皇が御手水する際の水受けの器で、両端に海老の尾に似た取手がついてゐる）を運ばれた。

三 外から見た神道

神道が世界各地で自然発生的に徐々に形成されてきた民族宗教の一つであるとしても、宗教としては、上記のとほり、キリスト教・仏教・イスラム教などの世界宗教が「本当の宗教」であると信じてゐる人々の間では理解されにくいし、誤解されてきた。

そこで、神道が欧米でどのやうに理解されたか、されてゐるかについて、牧野陽子成城大学教授に、お話と論考をお願いした。教授は、比較文化が御専門で、特にラフカデ

イオ・ハーンの専門家である。教授は、明治期のジャパノロジストの中でも特に著名な英國人研究者バジル・ホール・チェンバレンを取り上げた。かれは日本に三十八年間滞在し、日本に関する研究書や『古事記』の英訳、『神道』といふ著書まであるとのことである。チェンバレンの神道に対する評価は、神道は、「漠然とした祖先崇拜と自然崇拜」であり、「あまりにもシンプルで、あるべきものが何もない、宗教としての内実がない、というのが、彼ら（ジャパノロジスト達）が共有する否定的認識だったということがわかる。」と教授は結論する。しかもこのやうな見解は、現代の日本研究者たちにも受け継がれてゐる、として、アメリカの歴史学者エドウィン・ライシャワの神道観を挙げてゐる。のみならず、現代の日本人学者の中にも同様の見解を持つ者が少なくないとして宗教学者の島田裕巳などの例を挙げてゐる。

これにまつたく反する神道観を持つたのはハーンである。教授は、次のやうに要約する。「ラフカディオ・ハーンは、いわば、「宗教」に関する西洋の概念を普遍的絶対的な基準とするパラダイムそれ自体を覆した。逆にいえば、西洋の一神教的な一方的価値観を根本から問い返す力を、日本

の宗教的感性のなかに見出したといえる。」

キリスト教といふ一神教の強固な伝統を持つヨーロッパにおいても、ヨーロッパ人が自分たちの文化の源泉であると考へてゐるギリシャやローマ文化は多神教文化である。リヒャルト・ワグナーの楽劇「指輪」の第四部「神々の黄昏」(Götterdämmerung) はまさに「神々」であり、私もアマチュアコーラスの一員として何十回も歌つたことがあるベートーヴェンの交響曲第九番の第四楽章の合唱「歓喜に寄せし」(An die Freude) の中の合唱の冒頭部分は、

Freude, schöner Götterfunken, Tochter aus Elysium

Wir betreten feuertrunken, Himmlische, dein Heiligtum!

であるが、直訳すると、「歓喜(喜び)よ、神々の美しい火花(靈感)よ、楽園の乙女よ、我らは火花のやうに入る、崇高なものよ、お前の聖域に」となる。ここでも「神々」が出てくる。

この「神々の火花」について、法哲学者の碧海純一は、カール・ポツパーの業績を継ぐ哲学者エルンスト・トローピツチュの業績を分析する論文の中で、哲学上の「弁証法の

古代的起源と密接に関連する」と述べてある。¹⁰

要するに神道は欧米人に理解しにくい面があるとしてもハーンのやうに神道の世界に没入する人もをり、欧米の宗教心と共通する面があることを理解可能な面があるのではないかと思ふのである。

欧米人の神道理解に欠かせないのが、昭和二十年からの我が國の占領に伴ふ占領軍による対神道政策である。この分野の研究の第一人者は大原康男國學院大學名誉教授である。大原教授には「対日占領政策と神道指令」についてお話を論考をお願いした。

当初占領軍が日本に対して推し進めた占領政策は、日本の弱体化政策である。物理的な武装解除ばかりではなく、精神的武装解除である。後者について、占領軍は、「極めて戦闘的な國家主義を礼讃する國家神道は、明らかに太平洋地域と世界の平和に対する脅威の源泉である」と規定して、いはゆる神道指令を發した。教授は、「それらを簡潔にまとめて整理してみると―神社神道に対する公の財政的補助・公的要素導入の停止、神祇院（神社を所轄する内務省の外局）の廃止、神道的研究・教育を目的とする國公立学校の廃止、神道的研究・教育を目的とする私立学校に対

する公の財政的援助の禁止、國公立学校における神道的教義の弘布の禁止、役所・学校等公共施設から神棚その他神道的色彩を帯びたものの撤去、官公吏（今日の國家・地方公務員）が公的資格で神社参拝することの禁止等々、多面的にわたっている。」と述べる。『國體の本義』も頒布禁止や、「大東亜戦争」・「八紘一宇」などの用語の使用禁止も含まれる。このため、当時の國立であつた皇學館大學も廃止された。

教授は、この神道指令はいはゆる憲法の政教分離規定の解釈が現代にも影響を与へてゐると指摘し、幾つかの裁判例を示され、結論は「本年（令和三年）は昭和五十二年に「津地鎮祭訴訟」最高裁判決が言い渡されてから四十五年。その間に最高裁まで審理され、確定した政教分離関係訴訟は三十件に及ぶ（そのうち合憲が二十七件、違憲が三件）。その一つ一つに触れる余裕はないが、訴訟全体の流れは、「愛媛県玉串料訴訟」判決（平九）を除いて概ね津訴訟判決の法理にのっとつた穩当な判断が続いている。とはいへ、ただか七年足らずの寿命でしかなかった神道指令の束縛を今日まで引き摺ってきた我が國の戦後史を顧みて慚然たる思いを禁じ得ない。」のである。

まとめ

神道と皇室のテーマで、我が國の基本的なあり方を探つてきたが、神道と皇室は、我が國の「國體」の一部をなすもので、アイデンティティを確立するうえで不可欠であることが理解できた。「國體」を政体と対比させた主権のあり方といふ狭い意味で解釈するのではなく、日本の伝統を踏まえた広い解釈に立つべきだとして天皇論を模索した政治学者の坂本多加雄は次のやうに述べる。¹¹

「國體」が、「実質的な意味の憲法」の根本的な規範の部分を示す觀念であるとして、それをひとつの文章で示すすれば、それは、「日本は、天皇がしろしめす國である」といふことになるであらう。

注

- 1 たとへば、穂積八束『憲法提要』上下二巻、明治四十三年十一月一日発行では、「第一編 國家」は、第一章 國家、第二章 國體、第三章 政體、第四章 憲法の構成となつてゐる。
- 2 前掲穂積八束『憲法提要』五十二頁
- 3 長尾龍一『日本憲法思想史』（講談社学術文庫一九九六年十一月

十日発行）十頁

4 尾藤正英「『國體』思想の發生」「日本の國家主義」「國体」思想の形成」（岩波書店二〇一四年五月九日発行）六頁

5 『國體の本義』については、小堀桂一郎『國民精神の復権』（PHP発行 平成十一年十二月六日発行）中の「『國體』について」（同書三二五頁以下）参照。なほ、同論文の初出は、『不二』平成六年十二月号（不二歌道會発行）である。

6 尾高朝雄『國民主権と天皇制』（國立書院 昭和二十二年十月二十日発行、これは、同じ書名で、講談社学術文庫で復刊、一九一一年六月十日発行）、宮澤俊義『國民主権と天皇制』（勁草書房一九五七年七月五日発行）

7 和辻哲郎『國民統合の象徴』『和辻哲郎全集』第十四卷 岩波書店 昭和三十七年十二月一日発行 三二三頁以下

8 前掲小堀『國民精神の復権』一三七頁

9 新嘗祭は、御代替りには大嘗祭として行はれる。高森氏は、大嘗祭が國民の參画・奉仕を不可欠とする重要な祭祀であると主張し、『國民と民の大嘗祭』の著書があるが、それが『天皇と國民をつなぐ大嘗祭』として復刊された（令和元年五月二十五日展転社発行）。

10 碧海純一『合理主義の復権 反時代的考察』（木鐸社一九七三年十月三十日発行 一八六頁）

11 坂本多加雄『天皇論 象徴天皇制度と日本の來歴』（文春学藝ライブラリー 平成二十年四月二十日発行 一二二頁）